

日介支専協第 6-0251 号  
令和 6 年 12 月 5 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴口 里則  
[公印省略]

「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのための  
ガイドンス」の一部改正について（通知）他

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より、下記の周知依頼がありました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正が令和 6 年 12 月 2 日に施行されました。なお、この法律の改正以降もお手元の健康保険証は有効期限までの間、最長一年使用できます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく願いいたします。

記

- ・「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドンス」の一部改正について（通知）
- ・「「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドンス」に関する Q & A（事例集）」の一部改正について

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局長 山田剛  
事務局 木村能子 担当:池田栄美  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp